

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
68	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和7年1月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>伝染のおそれがある疾病的発生及び蔓延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種法(昭和23年法律第68号)等に基づく予防接種を実施することにより、住民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため、以下の事務を実施している。</p> <p>1 各種予防接種の接種対象者を住民健康管理システムから抽出する。 ※自己負担額を徴収する予防接種については、抽出時に住民税の課税状況等により自己負担額有無の判定を行う。(事前に同意書(自己負担額の判定に住民税の課税状況を利用することに関する同意)の提出のあった者に限る)</p> <p>2 1で抽出した接種対象者に対し案内通知および接種券を送付する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに接種券を送付した旨を通知する(A類疾病対象)。</p> <p>3 対象者は接種券を使用し、協力医療機関にて接種する。 ※自己負担額を徴収する予防接種については、医療機関にて自己負担額を徴収する。</p> <p>4 接種後、協力医療機関から医師会を通じて、接種券を受領する。</p> <p>5 受領した接種券に記載された対象者の予防接種に関する記録及び同意書の提出に関する記録をパンチ入力によりデータ化し、住民健康管理システムに取込む。</p> <p>6 5で取込んだデータと既に取り込まれている予防接種記録との突合を行う。</p> <p>7 各種予防接種の未接種者を住民健康管理システムから抽出し、未接種勧奨ハガキを送付する(A類疾病対象)。 また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに未接種勧奨ハガキを送付した旨を通知する。</p> <p>8 他自治体からの転入者に対して予防接種履歴の把握のため、調査票の送付・回収をし住民健康管理システムに取込む。</p> <p>9 住民健康管理システムに記録されている予防接種情報から統計報告資料の作成及びデータの分析を行う。</p> <p>10 予防接種による健康被害が発生した場合、健康被害者からの申請受理、申請内容の調査・厚生労働省への進達、厚生労働省における審議結果の通知及び健康被害救済給付の支給等を行う。</p> <p>11 予防接種による健康被害救済給付の支給にあたり、公金受取口座の指定がある場合、中間サーバー より公金受取口座を取得する。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 予防接種の対象者把握及び案内通知に関する事務</p> <p>2 予防接種に関する記録の作成、管理に関する事務</p> <p>3 予防接種の実費の徴収に関する事務</p> <p>4 予防接種による健康被害救済給付に関する事務</p>
③システムの名称	1 住民健康管理システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 データ連携基盤(庁内連携システム) 7 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表14の項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27から29までの項、及び同条第9号</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項</p> <p>【84_予防接種法による予防接種の実施に関する情報】</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健部ワクチン接種推進室
②所属長の役職名	ワクチン接種推進室長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	<p>〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714</p>
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	<p>〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714</p>
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<健康被害に係る事務> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・提供されたマイナンバーは本人確認にのみ利用し、更新は行わない。	

## 9. 監査

実施の有無

[  ] 自己点検

[  ] 内部監査

[  ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[  ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[

]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[  ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第9条第2項の条例	番号利用法第9条第1項 別表第1の10の項、番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第1の9項	事後	法令の題名等の形式的な変更のため
平成29年2月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムにおける情報連携 ②法律上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号、別表第2の17、18、19の項、番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令13条 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号及び8号、別表第2の16の2項、番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令12条の2		事後	個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の一部改正のため
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	見直しに伴う変更のため
平成29年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	上記に同じ
平成29年2月15日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	2.1で抽出した接種対象者に対し案内通知および接種券を送付する。 (中略) 7 各種予防接種の未接種者をシステムから抽出し、予防接種の接種勧奨を行う。	2.1で抽出した接種対象者に対し案内通知および接種券を送付する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに接種券を送付した旨を通知する。 (中略) 7 各種予防接種の未接種者をシステムから抽出し、未接種勧奨ハガキを送付する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに未接種勧奨ハガキを送付した旨を通知する。	事後	運用の変更に伴う変更のため
平成29年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の10の項、番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第1の9項	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第1の9の項	事後	誤記の修正のため
平成29年7月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムにおける情報連携 ②法律上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号及び8号、別表第2の16の2、17、18、19の項、番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令13条及び13条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号及び8号、別表第2の16の2項、番号利用法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令12条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2から19までの項並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2の項及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	上記に同じ
平成29年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年11月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	見直しに伴う変更のため
平成29年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年11月1日時点	平成29年7月1日時点	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(略) 1 各種予防接種の接種対象者をシステムから抽出する。 ※自己負担額を徴収する予防接種については、抽出時に住民税の課税状況等により自己負担額有無の判定を行う。 (略) 5 受領した接種券に記載された対象者の予防接種に関する記録をパンチ入力によりデータ化し、住民健康管理システムに取込む。 (以下略)	予防接種法(略) 1 各種予防接種の接種対象者をシステムから抽出する。 ※自己負担額を徴収する予防接種については、抽出時に住民税の課税状況等により自己負担額有無の判定を行う。(事前に同意書(自己負担額の判定に住民税の課税状況を利用することに関する同意)の提出のあった者に限る)(略) 5 受領した接種券に記載された対象者の予防接種に関する記録及び同意書の提出に関する記録をパンチ入力によりデータ化し、住民健康管理システムに取込む。 (以下略)	事後	運用の変更に伴う変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条「岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項及び別表第1の9の項	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条「岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項	事後	誤記の修正のため
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2から19までの項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2から19までの項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	法改正に伴う追加のため
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活衛生課長 糟谷 慶一	生活衛生課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-6714	事後	補足のため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年7月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	見直しに伴う変更のため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年7月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	様式の変更のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	十分である	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	十分である	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	十分である	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	-	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	事後	上記に同じ
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	上記に同じ
令和2年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2、17～19までの項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第2の16の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2から19までの項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	誤記の修正のため
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	見直しに伴う変更のため
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	上記に同じ
令和2年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) 1 各種予防接種の接種対象者をシステムから抽出する。 ※自己負担額を徴収する予防接種については、抽出時に住民税の課税状況等により自己負担額 有無の判定を行う。(事前に同意書(自己負担額の判定に住民税の課税状況を利用することに 関する同意)の提出のあった者に限る) (中略) 7 各種予防接種の未接種者をシステムから抽出し、未接種勧奨ハガキを送付する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナーポータルに未接種勧奨ハガキを送付した旨を通知する。	(略) 1 各種予防接種の接種対象者を住民健康管理システムから抽出する。 ※自己負担額を徴収する予防接種については、抽出時に住民税の課税状況等により自己負担額 有無の判定を行う。(事前に同意書(自己負担額の判定に住民税の課税状況を利用することに 関する同意)の提出のあった者に限る) (中略) 7 各種予防接種の未接種者を住民健康管理システムから抽出し、未接種勧奨ハガキを送付する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナーポータルに未接種勧奨ハガキを送付した旨を通知する。	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健部生活衛生課	保健部保健予防課	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活衛生課長	保健予防課長	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部生活衛生課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号及び同条第8号、別表第2の16の2、17から19までの項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号、別表第2の16の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2</p>	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)及び岡崎市予防接種実施要領に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は予防接種の実費徴収に関する事務を行い、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。 (略)</p> <p>2 1で抽出した接種対象者に対し案内通知および接種券を送付する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに接種券を送付した旨を通知する。 (略)</p> <p>7 各種予防接種の未接種者を住民健康管理システムから抽出し、未接種勧奨ハガキを送付する。 (略)</p> <p>1 予防接種の対象者把握及び未接種者の把握に関する事務</p> <p>2 対象者への勧奨及び案内通知に関する事務</p> <p>3 予防接種に関する記録の作成、管理に関する事務</p> <p>4 予防接種の費用徴収に関する事務</p> <p>5 統計報告資料の作成及びデータの分析に関する事務</p> <p>6 予防接種による健康被害救済給付に関する事務</p>	<p>伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種法(昭和23年法律第68号)等による予防接種を実施することにより、住民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るために、以下の事務を実施している。 (略)</p> <p>2 1で抽出した接種対象者に対し案内通知および接種券を送付する。また、中間サーバーのお知らせ機能によりマイナポータルに接種券を送付した旨を通知する(A類疾病対象)。 (略)</p> <p>7 各種予防接種の未接種者を住民健康管理システムから抽出し、未接種勧奨ハガキを送付する(A類疾病対象)。</p> <p>(略)</p> <p>1 予防接種の対象者把握及び案内通知に関する事務</p> <p>2 予防接種に関する記録の作成、管理に関する事務</p> <p>3 予防接種の実費の徴収に関する事務</p> <p>4 予防接種による健康被害救済給付に関する事務</p> <p>&lt;その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt; ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	本変更は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加に関するものであり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象である
令和4年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(略) 7 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 8 ワクチン接種記録システム(VRS) 9 接種予約管理システム	(略)		
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条1号から6号までの項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項	<p>番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条1号から6号までの項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)に関する事務のみ&gt; 番号利用法第19条第6号、同条16号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条7号</p>	事後	上記に同じ
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満 令和2年4月1日時点	30万人以上 令和3年10月1日時点	事後	上記に同じ
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	上記に同じ
令和4年3月10日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価書及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	上記に同じ
令和4年3月10日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	上記に同じ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	<その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年8月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条1号から6号までの項 ・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)に関する事務のみ> ・番号利用法第19条第6号、同条16号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条7号	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項 ・岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)に関する事務のみ> ・番号利用法第19条第6号、同条16号	事後	
令和4年8月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項  【84_予防接種法による予防接種の実施に関する情報】	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項 【情報提供の根拠】 ・番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項  【84_予防接種法による予防接種の実施に関する情報】	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健部保健予防課	ワクチン接種推進室	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長	ワクチン接種推進室長	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ 請求先	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部保健予防課 0564-23-6714	〒444-8545 愛知県岡崎市若宮町2丁目1番地1 岡崎市保健部ワクチン接種推進室 0564-23-6714	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	<その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	コロナワクチン特例臨時接種終了に伴う見直し
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	9 接種予約管理システム	削除	事後	上記に同じ
令和7年1月31日	I・1・②事務の概要	略  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  略  <その他新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	略 11 予防接種による健康被害救済給付の支給にあたり、公金受取口座の指定がある場合、中間サーバーにより公金受取口座を取得する。  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  略 削除	事前	・システム更新にあたり見直し  ・「番号利用法」を「番号法」に統一  ・ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
令和7年1月31日	I・1・③システムの名称	1 住民健康管理システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー <sup>1</sup> 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 庁内連携システム(データ連携基盤) 7 住民記録システム(既存住民基本台帳システム) 8 ワクチン接種記録システム(VRS)	1 住民健康管理システム 2 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) 3 中間サーバー <sup>1</sup> 4 住民基本台帳ネットワークシステム 5 宛名管理システム 6 データ連携基盤(庁内連携システム) 7 住民記録システム(既存住民基本台帳システム)	事後	ワクチン接種記録システムの終了に伴う見直し
令和7年1月31日	I・3 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第1の10の項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)に関する事務のみ> 番号利用法第19条第6号、同条16号	番号法第9条第1項 別表14の項 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項及び別表第1の9の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月31日	I・4・② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号及び同条第9号、別表第2の16の2、17から19までの項 【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第8号、別表第2の16の2、16の3の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27から29までの項、及び同条第9号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年1月31日	I・5・① 部署	ワクチン接種推進室	保健部ワクチン接種推進室	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	業務の実態に合わせて見直し
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	業務の実態に合わせて見直し
令和7年1月31日	IV・8 人手を介在させる作業リスク対策は十分か		十分である	事後	
令和7年1月31日	IV・8 人手を介在させる作業判断の根拠		<健康被害に係る事務> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・提供されたマイナンバーは本人確認にのみ利用し、更新は行わない	事後	